

## 匿名データの年次追加に係る審議手続簡素化に伴うガイドライン改正について

H28.1.15

## 1 公的統計の整備に関する基本的な計画

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成 26 年度から検討する。

## 2 スケジュール

平成 27 年 9 月 統計委員会決定「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について」

12 月 匿名データガイドライン改正案の各府省協議

1 月 改正

※ 統計局において就業構造基本調査の匿名データ年次追加を検討中であり、統計委員会へ諮問される予定。  
（下記 3 ①の条件に該当しないが、新様式を使用予定）

## 3 改正点のポイント

①年次追加について、次の i ～ iii が確認できた場合、前回答申から変更がないものとして統計委員会への諮問を要さないものとする。

i) 母集団に変更がないこと ii) 調査事項別の匿名化手法に変更がないこと iii) 調査事項の変更が形式的であること

②ガイドライン様式である「チェックリスト」と、統計委員会指示で作成されていた「提供項目対比表」を統合し、様式を簡素化すること。

③匿名データの作成・提供に関する検討・実施状況を、法 55 条の統計法施行状況報告を通じて統計委員会に報告すること。

## 4 ガイドラインの構成案

改 正	現 行
第 6 匿名データの匿名化処理の実施手順 2 統計委員会への諮問 (1) 初めて匿名データを作成する統計調査の場合 ← (2) 匿名データの作成年次を追加する場合 【上記 3 ①の内容を追加】 (3) その他 【上記 3 ③の内容を追加】	第 6 匿名データの匿名化処理の実施手順 2 統計委員会への諮問 ＜統計委員会の諮問資料＞



別紙様式第1号の記載例

統計調査名 ●●●●調査	平成18年 (ベース年次)	平成21年 (追加年次)	変更理由・備考
母集団情報	平成17年国勢調査、調査区名簿	同左	
リサンプリング	世帯単位で無作為抽出 (10%)	世帯単位で無作為抽出 (10%)	
しきい値	1%	同左	
世帯・個人識別情報の匿名化	9人以上を削除	8人以上を削除	8人以上の世帯の割合が低下したため(識別情報の匿名化)
ノイズやスワッピング処理	なし	同左	
世帯・個人を特定できる外部情報の有無	なし	同左	
データの並び替え	同一世帯の世帯員は世帯員番号順を保ったまま世帯順はランダムに並び替え	同左	
提供項目等	○：原則そのまま提供 ▲：匿名化を講じて提供 ×：提供しない		
市区町村番号	×	×	地理的情報
都市階級区分	○ 人口規模別3区分	○ 同左	地理的情報
調査区符号	×	×	地理的情報
調査区の施設等の区分	×	×	特定の種類の施設であることが明らかになる情報
世帯番号	×	×	
世帯員番号	○	○	
性別	○	○	
年齢	▲ 5歳階級、85歳以上は85歳でトップコーディング	▲ 5歳階級、90歳以上は90歳でトップコーディング	人口高齢化に対応(識別情報の匿名化)
住居の床面積	▲ 20㎡以下は20㎡でボトムコーディング、300㎡以上は300㎡でトップコーディング	▲ 同左	
年収額	▲ 1200万円以上は1200万円、1200万円未満は1200万円未満でトップコーディング	▲ 1100万円以上は1100万円、1100万円未満は1100万円未満でトップコーディング	1%のしきい値基準に基づく。18年の上位1%は1200万円だったが、21年は1100万円に減少したため。
雇用形態	○	○	
職業分類	▲ 「農業作業員」「林業作業員」「漁業作業員」を「農林漁業作業員」に統合	▲ 同左	
就業期間	調査なし	▲ 50年以上は50年でトップコーディング	
棄率	▲	▲	調査区符号が判明する場合は補正。リサンプリング率も反映

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法(項目ごとに記載してください)

項目: 方法:

※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。

(3) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置: 行っている 行っていない

※「行っている」場合、具体的な方法を記載してください。

3 個人の識別情報

(1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

.....

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法(項目ごとに記載してください)

項目: 方法:

※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。

4 誤差(ノイズ)

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加: 採用している 採用していない

※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング: 行っている 行っていない

※「行っている」場合、

抽出方法:

抽出率:

6 外部の情報。

(1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。..

外部情報： 有 無。..

※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。..

(2) 母集団情報として利用している情報は何かですか。..

国勢調査の調査区名簿。..

行政記録から作成した名簿（行政記録の名称：.....）..

その他（具体的に記載.....）..

※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。..

7 その他。..

データの一連番号、データの並び別順について、何らかの匿名化措置を施していますか。..

実施している 実施していない。..

※「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。..

(2) サンプル情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。..

.....

(3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。..

.....

(4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。..

.....

※ 別紙様式第2号（企業調査用のチェックリスト）は省略。